

4豊産商商第24-1号
令和4年8月10日

豊前市監査委員 初山 吉治 様
豊前市監査委員 梅丸 晃 様

豊前市長 後藤 元秀
(商工観光課)

定期監査等の結果について(回答)

令和4年4月に実施されました定期監査等においてご指摘いただきました事項について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 消費生活相談強化業務について

消費生活相談強化業務は委託開始から5年が経過し、令和3年度の実質的な相談件数は年間65件となっている。業務を遂行するにあたり事業内容を精査し実施方法の見直しを検討されたい。

【措置内容】

ご指摘の消費生活相談強化業務に関しまして、月曜から土曜日までの受付を行っており、業務特性上個人情報保護の必要性もある為、本請負業者と本課及び相談員との情報共有を密にしながら、概要説明も含めて連絡を受けています。

現在「同一労働同一賃金」関連法施行に伴い、委託費用が値上がりしている為、事業内容を精査したうえで、今後の実施方法の見直しに努めます。

2. 備品の管理について

各施設に設置されている自動体外式除細動器（AED）に耐用期間が過ぎているものが見受けられた。AEDは設置するだけでなく、その後の管理や講習等を継続して行っていくことが重要である。市民及び利用者の生命を守るため適正な管理を行うとともに、定期的にAED講習等を受講し、緊急時に迅速かつ適切に使用できる環境の整備に努められたい。

また、AEDを導入した期日が各施設で異なるため繁雑な管理をせざるを得ない状況となっている。AEDが設置されている施設を所管している教育委員会及び財務課等と連携し、包括的な導入及び管理の実施を検討されたい。

【措置内容】

ご指摘いただきました件につきまして、管理施設に設置されているAEDは協議の結果、財務課管財係が一括してリース契約をすることになりました。

従来は、消耗品類（電極パッド・バッテリー）の定期交換や、耐用年数が経過したものは本体自体を更新するなど各設置者にて発注が必要でしたが、リース契約後は指定業者が消耗品類の管理をすることで事務の簡素化ができ、また費用面におきましても一台あたりの単価を大幅に抑えることが可能になります。

3. 補助金等交付事務における留意事項について

補助事業に要した経費の支出を証明する書類として、領収証が添付されているが、個人が所有する口座からキャッシュレス決済により一時的な立替払いが行われている事例が散見された。立替払いは私金との区別が不明確となり、不適切な処理が生じることにもなりかねないことから、補助金等交付先に対し適正な取り扱いを行うよう周知されたい。

【措置内容】

標記のご指摘を受け、立替払いは私金との区別が不明確となるため、補助金等交付先に対し、公金の取扱いを適正に行っていただくよう指導しました。